

京都大学	博士(文学)	氏名	吉 沢 一 也
論文題目	プラトンの倫理思想		
(論文内容の要旨) 本論文の統一的テーマは、プラトンの倫理思想、とりわけプラトンの初期対話篇に描かれるソクラテスの正義論を、法的側面との関係を重視して考察すること、そして、そこから導かれた倫理思想が、プラトンの中期対話篇においてどのようにして継承されていったのかを展望する基礎を提供することである。したがって、本論文の題目は、「プラトンの倫理思想」という一般的なものであるが、考察はプラトンの倫理思想に対して、とくに法的側面からアプローチした点に特色を持ち、またプラトンの初期の思想に大きく比重をおいたものとなっている。本論に通底するテーマは以上のものであるが、論者はすべての章において、取り上げた各作品に内在し、対話の流れを可能な限りギリシア語原文に忠実な仕方で再構成した上で、作品の内部の議論構造を解明するという、プラトン理解のための基盤的作業を最も重視している。 本論文の各章の概要は以下の通りである。 まず第1章では、ソクラテスの法廷弁論を描いた『ソクラテスの弁明』（以下『弁明』）を取り上げて、この作品の中で法への不服従を表明するソクラテスの意図を、神に対する態度という宗教的観点と彼の批判的合理的思考という二局面から考察し、神の命令と法の命令がソクラテスにとってどのような意味をもち、彼にどのような行為を要求しているのかを明らかにしている。論者は、これまでの代表的な先行研究——原文の読み替えを図った Woozley、不服従容認の論陣を張る Kraut、義務の競合という図式でこの問題に取り組んだ Santas、法への不服従などそもそも意図されていないとする Brickhouse & Smith ——の問題の理解の仕方そのものに対する検討・批判を通じて、ソクラテスによって法への不服従が宣言されるにいたる文脈を再確認し、その上で、これまで宗教的観点か合理的精神かの両極いずれかに還元されてきたソクラテスの主張を再検討し、ソクラテスの思想の全体像と彼のこの作品における主張の一貫性を提示している。論者によれば、ソクラテスは権威への絶対服従を説いているのではなく、正と不正という観点を基準として、正当な神命が、不当な法命令を退けるのは妥当であると主張しているのである。 続く第2章では、『弁明』よりもはるかに強く遵法精神が説かれているとみなされ、またそのため、『弁明』よりも大きな内的矛盾をかかえるとみなされてきた『クリトン』を取り上げ、ソクラテスにとっての合理的批判的思考と法的権威との関係を再度整理することを試みる。この考察のなかで、第1章で考察した問題は、ソクラテスがある行為を正しいと判断するための「方法」にかかわる問題へと焦点が移される。つまり、			

刑死の判決を不当とみなしながらも、あえてこれに服すことを選んだソクラテスの根拠と思考の推移を明確にすることが考察の中心におかれる。

この対話篇は、前半部はソクラテスとクリトンとの対話、後半部は人格化された法（ノモイ）のモノローグという構成となっており、前半部では不正を禁止すべき理由の原理的な考察が、後半部ではポリスの命令に従うべきという法による説得が展開されている。これまでの支配的解釈は、前半部と後半部の対比を強調し、さらに後半部は個人に対する国家的権威の優越性にもとづいて脱獄の拒否を主張するものであり、これは凡人クリトンに対するソクラテスの対人論法的な説得であること、また一見過度な遵法精神を説いているように思われる記述は、単に友を説得するためのレトリックに過ぎず、ソクラテスの真意を理解するための素材として『クリトン』に重要な地位は与えられないことを主張してきた。論者は、上記の解釈を批判したうえで、これまでに提示されてきた『クリトン』の議論構造の大幅な見直しと再提示をおこない、後半部の議論は、前半部の原則に従いつつその原則をさらに漸進的に発展させたものであることを示し、この作品の中で行われる議論の一貫性と哲学的重要性を確認した。

ソクラテスが法や法的権威の命令に直面した際に「いかに行為することが正しいのか」を説いているかという問題にかんして、先行研究は、ソクラテスの理念的な法概念を示すものとして『ヒippias（大）』を取り上げてきた。しかしそれらの先行研究は詳細な分析を経たものとは言えない。こうした先行研究へと目配りしつつ、第3章ではこの作品の該当箇所には焦点をあてて、そこに頻出する法に関わる用語の分析を通じて、ソクラテスの法概念の明晰化を行っている。そしてそこに示されているソクラテスの法に関する思想は、あくまで原理的なものであり、『弁明』や『クリトン』で描かれる状況には安易に適用されるべきではないことを確認し、ソクラテスの法思想を単純な理念主義とする見解を退ける。その上で、ソクラテスとヒippiasの法に対する思想の比較を通じて、この作品の中で使用されている法的タームが、ソクラテスの吟味論駁とどのように関係し、どのような役割を果たしているのかを解明し、両者の思想の相違が、内容だけでなく、哲学的思考、方法論そのものの相違としても捉えられることを論じる。

以上のように第1章から第3章を通じて本論が取り組んできた、法的側面から捉えた倫理という問題は、第4章では、国家の中の正義と個人の中の正義の関係性というより大局的な視点から考察される。この観点がもっとも明確に現れるのは、プラトンの中期対話篇『国家』である。それゆえこの章は『国家』の第2巻と第4巻において提示される「国家の正義と個人の正義のアナロジー」に焦点を当てて、プラトンがどのような道筋で正義とは何かを考察したのかが考察される。近年、FerrariやBlössnerによって、この方法論がある種のレトリックであり、実際には国家と個人の正義の探求は、類推的な方途に依存していないことが主張されているが、これに対し本論文は、両者の正義の特性の同一性への意識を、ソクラテスが『国家』第1巻で保持していることを

論証し、これに応じた原典の読みを提示するとともに、個人の構成要素のあり方が、国家の構成要素のあり方に対する原因となっていること、すなわち、個人の正義と国家の正義の間により密接な関係があることをプラトンは認めていると論じる。また本論全体の中で、第4章の考察は、プラトンの初期対話篇に描かれるソクラテスの倫理思想が、どのようにして中期対話篇においてプラトンに継承されたのかを解明するための基礎研究として位置づけられている。

最後に結語として、プラトンの初期対話篇での倫理思想における法にかかわる思考の重要性を再確認するとともに、神的権威への敬虔および法的権威への尊重というソクラテスの一般的態度と、正義と不正という観点からの批判的反省的思考によって得られた最良のロゴスに従う、というソクラテスの行為選択の原理との関係を展望している。

(論文審査の結果の要旨)

アリストテレスやキケロの記述にみられるように、ソクラテスは、古代より倫理学の創始者あるいは倫理的思考の開拓者であると評価されてきた。しかし同時に、そのような評価の典拠とされるプラトンの初期対話篇からは、一方で通念や慣習から自律した倫理の確立者、他方で悪法でも従うべきという遵法精神の権化という、相容れないようにも見えるソクラテス像が抽出されてきた。

本論文は、こうしたソクラテス理解をめぐる基本的問題を見据えながら、プラトンがその初期から中期の対話篇において、法的権威と神的権威そして正義概念などの諸規範の関係をどのように理解していたのかを、可能なかぎりテキストにもとづいて明らかにしたものである。プラトンの倫理思想と法や法的権威との関係について十分な注意が払われているとはいいがたい近年の研究状況のなかで、本論文のテーマの設定は、初期対話篇での議論の実際により即した、適切なアプローチであると評価できる。

本論文の最大の功績は、しかしなによりも、各対話篇に内在して、対話を主導するソクラテスの法や正義にかかわる発言の意図と意味を精確に見積もっていることにある。その主要な成果は次の二点にまとめられるだろう。

第一は、『ソクラテスの弁明』（以下『弁明』）における神への服従と法への不服従の表明の意味を明らかにしたことである。論者によれば、ソクラテスのこのような態度は、神への敬虔さを基盤としながらも反省的批判的思考を通じて獲得されたものである。そしてその思考において服従あるいは不服従の態度決定の基礎となるのは、特定の権威への絶対服従でも、権威の重さや権威に対する義務の間の優先関係でもなく、一貫してことの正か不正かである。論者のこの見解は、対話篇の文脈への細心の注意と代表的な先行研究に対する的確な批判を通じて得られたものであるため、プラトンの倫理思想を理解するための堅固な基礎を提供するものである。

第二は、『弁明』よりも強く遵法精神が説かれているとみなされ、またそのために『弁明』よりも大きな内的矛盾をかかえるとみなされてきた『クリトン』の読解を通じて、ソクラテスの脱獄の拒否理由を、従来よりもはるかに精確に読み解いたことである。この対話篇は、前半部はソクラテスとクリトンとの対話、後半部は人格化された法(ノモイ)の説諭という奇妙な構成となっており、前半部では不正行為を禁止すべき理由の原理的な考察が、後半部では「ポリスの命令に従え」という法による説得が展開されている。これまでの支配的解釈は、前半部と後半部の対比を強調し、さらに後半部は個人に対する国家的権威の優越性にもとづいて脱獄の拒否を主張するものであり、これは凡人クリトンに対するソクラテスの対人論法的な説得であると理解してきた。論者はこれに対して、両部分が整合的関係にあるだけでなく後半部の議論が前半部の原則に従いつつその原則をさらに展開し明確化していることを、議論に即して具体的に示した。簡略化すれば、「不正な行いに対して同じ不正な行いによって報復してはならない」および「正しいと判断した同意事項を履行すべし」という諸原則、そしてア

テナイにおける 70 年の生が含意するソクラテスによるポリスへの暗黙の同意という事実から、いったん下された判決には服従すべきこと、すなわち脱獄の禁止が導かれる。ソクラテスは「最良と判断されたロゴスに従う」という自らの行為選択の原理と不正の禁止という原則にもとづいて脱獄を拒否したのであり、『弁明』との間にも矛盾はない。対話篇『クリトン』は量的には短いが、徴兵拒否や市民的不服従の問題との関連で現代でも強い関心を呼び、最近でも大部の研究書がいくつも書かれている。しかしその議論の内実と構造を本論文ほど鮮やかにかつ説得的に示した研究は、これまで存在しなかったと言ってよい。

論者は、さらに、『ヒippias大』におけるプラトンの法概念の明晰化をおこない、この対話篇で示されているプラトンの法に関する思想はあくまで理念的なものであり、『弁明』や『クリトン』で描かれる状況に安易に適用されるべきではないことを示し、上記の論点を補強している。また、法が媒介する国家と個人の関係について、『国家』でのいわゆる「国家と魂のアナロジー」を分析して、国家と魂はたんに類比的な関係にあるだけでなく、個人の魂のあり方が国家における社会関係のあり方を規定するという因果的関係をプラトンが認めていることを示し、プラトンの中期対話篇における初期の倫理思想の継承と発展を展望している。

以上のように、各対話篇について重要で説得的な独自の解釈を提示していることは、本論文の大きな功績である。しかし、個別の対話篇研究ではなく一つの論文としてみると、本論文にはいくつかの見逃ごせない問題があることも指摘されなければならない。第一に、表題が内容に比して大きすぎる。第二に、各対話篇から読み取られた知見の連絡関係があまり明確には提示されていない。プラトンの各対話篇は一つの小宇宙であり、対話篇を横断してプラトン哲学を再構成することは不適切であるという主張も近年では一定の支持を得ているが、論者がこの立場に与するならそれを正当化する議論が求められる。第三に、ソクラテスの神および法的権威への態度と批判的合理的思考との関係については、より詳しい分析が求められるであろう。これらの問題点は、論者自身が自覚するところではあるので、今後の研鑽に期待したい。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2010 年 11 月 9 日、調査委員 3 名が論文内容とそれに関連した事柄について試問した結果、合格と認めた。